

第2期
森町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

《概要版》



令和2年3月

森町

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「森町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「森町総合開発振興計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定



第2期森町子ども・子育て支援事業計画

3. 計画の期間

第2期森町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

1. 人口等の動向

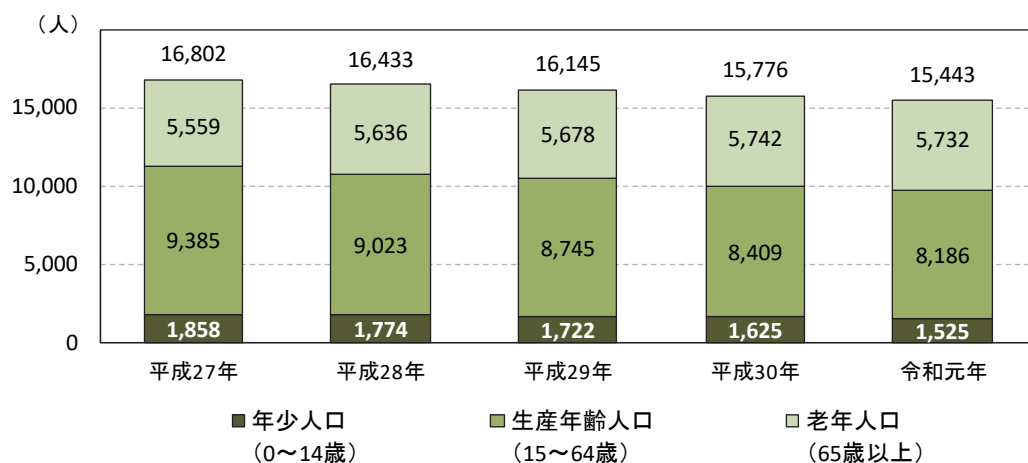
(1) 当町の人口推移

当町の人口は、平成27年の16,802人から令和元年の15,443人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成27年の5,559人から令和元年の5,732人と増加傾向にあります。一方、14歳までの年少人口は、平成27年の1,858人から令和元年の1,525人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに、年々減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別の人口推移

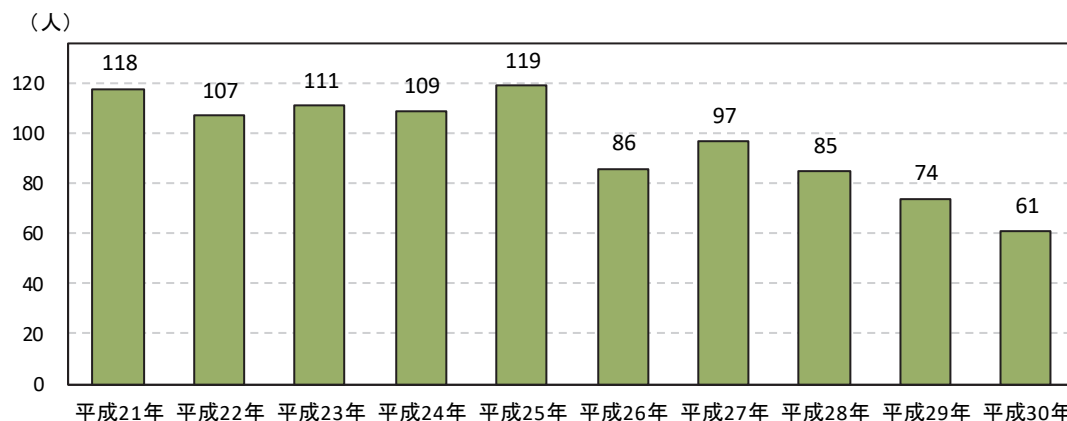


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数の推移

当町における出生数は、平成25年までは100人超の出生数となっていました。平成26年以降は100人を割り、毎年大きく減少しています。

■出生数の推移



資料：森町

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

これらの考え方を踏まえ、この計画では「森町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、町全体で子どもの成長を応援し、笑顔が輝くまちづくりを目指します。

基本理念

みんなが応援 子育て・親育ち こどもの笑顔 かがやく町に

2. 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(2) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

(3) 社会的視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	79	74	67	65	65
1号認定		45	42	38	37	37
2号認定で 教育の意向が強い		34	32	29	28	28
確保方策 ②		80	80	80	80	80
過不足(②-①)		1	6	13	15	15

【確保方策の考え方】

町内の幼稚園の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	141	133	120	118	117
確保方策 ②		145	145	145	145	145
過不足(②-①)		4	12	25	27	28

【確保方策の考え方】

町内の認可保育所及び認可外保育施設（保育園）の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(3) 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	12	12	12	11	11
確保方策 ②		12	12	12	12	12
過不足(②-①)		0	0	0	1	1

【確保方策の考え方】

町内の認可外保育施設（保育園・託児所）で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	75	76	75	73	70
確保方策 ②		80	80	80	80	80
過不足(②-①)		5	4	5	7	10

【確保方策の考え方】

町内の認可保育所及び認可外保育施設（保育園・託児所）の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。	保健センター内の森町子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を継続して実施します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	保健センターで実施している子育てサロンでの受け入れを確保方策としますが、継続して保育士等の確保を強化し事業実施を目指します。
③一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり保育を行う事業です。	幼稚園型：幼稚園で実施する預かり保育での受け入れを確保方策とします。 幼稚園型を除く：現在認可施設では実施しておりませんが、町内の認可外保育施設（託児所）にて受け入れを実施します。
④乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い必要時助言・指導を実施する事業です。	家庭訪問は保健師が行い、新生児のいるすべての家庭訪問を目指します。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談や支援を行う事業です。	養育支援が必要な家庭に継続して保健師の訪問、助言・指導を行います。
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業です。	本事業は当町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないと見込まれますが、必要に応じて検討していきます。
⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合、児童を保護し、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。	本事業は当町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないと見込まれますが、必要に応じて検討していきます。
⑧延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	計画期間内における事業実施も難しい状況にありますが、今後も保育士等の確保に努め、通常保育の実施を優先的に進めるとともに、延長保育事業の実施に向けた検討を進めます。
⑨病児保育事業	家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。	近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。
⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。	放課後児童クラブ（森っ子・さわら学童保育クラブ）での受け入れを確保方策とします。
⑪妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中や出産後の適時に必要に応じた医学的検査等を実施する事業です。	すべての妊産婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持し引き続き事業を行います。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具などの物品購入費用等を助成する事業です。	住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等への民間事業者の参入促進を図るための事業です。	新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

3. 関連施策の推進

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人々が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

具体的には、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用し家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

(2) 経済的支援の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減に向けて、各種助成制度や手当の支給など様々な経済的な支援を行います。

(3) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的な街づくりに取り組みます。

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに、国、道、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

(7) 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済むまちづくりに取り組みます。

(8) 支援を必要とする児童等への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がいのある子どもへの支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

(1) 行政の役割

当町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。さらに、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが求められています。

さらに、町民一人ひとりとは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、森町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、森町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核として、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。